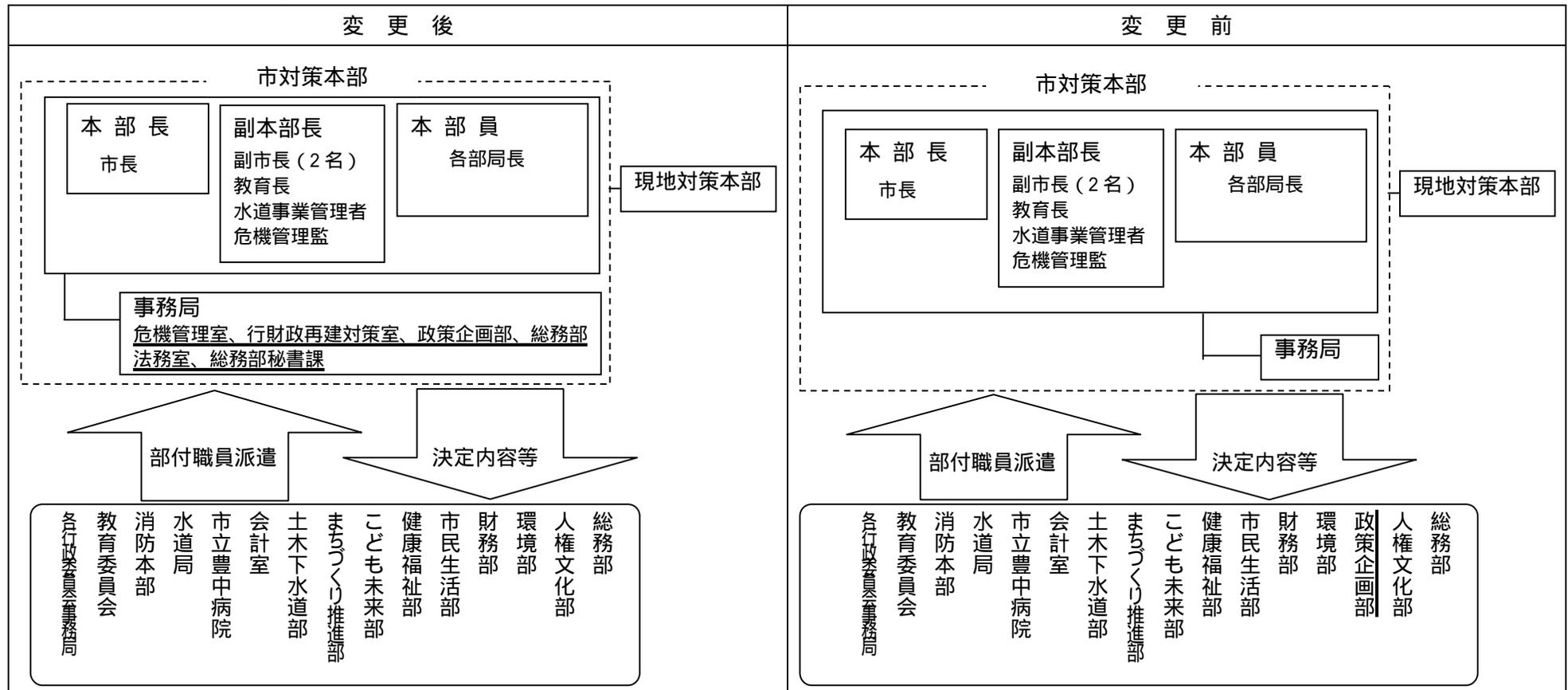


## 豊中市国民保護計画の変更について

### 1 本市の危機管理体制の見直しに伴う変更

本市の危機管理体制は、国民保護計画に基づく「国民保護対策本部」及び「緊急対処事態対策本部」、地域防災計画に基づく「災害対策本部」、危機管理対応方針に基づく「危機管理対策本部」と複数運用しているが、あらゆる危機事態に対し共通した組織運用で対処を行うべく、危機管理体制の標準化を図ることによる変更（地域防災計画等との整合）

第2編第1章第2節1(2)市対策本部の組織の図(37頁)中



第2編第1章第2節1(4) 各部局等の主な所掌事務の表(38~41頁)中

変更後		変更前	
総務部	(略)	総務部	(略)
人権文化部	(略)	人権文化部	(略)
環境部	(略)	政策企画部	<u>1. 地域での警報等の伝達に係る調整に関すること</u> <u>2. 避難住民の誘導に係る調整に関すること(運送手段の確保含む。)</u> <u>3. 退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関する調整に関すること</u> <u>4. 警戒区域の設定に伴う現場対応に係る調整に関すること</u> <u>と</u> <u>5. 各部の応援に関すること</u>
		環境部	(略)

第2編第1章第2節1 対策本部事務局の編成の表(43頁)中

変 更 後			変 更 前		
職・班名	担当職	主な事務分掌	職・班名	担当職	主な事務分掌
事務局長	危機管理監	(略)	事務局長	危機管理監	(略)
副事務局長	行財政再建対策監 政策企画部長	(略)	副事務局長	行財政再建対策監	(略)
統括班	危機管理室長	(略)	統括班	危機管理室長	(略)
渉外班	行財政再建対策室長	1. 避難実施要領の作成に関すること 2. 他市町村への応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関すること 3. 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 4. 府対策本部との連絡調整に関すること 5. 国、府、他市町村等関係機関との相互連携・調整に関すること 6. 府、国等への被害状況及び国民保護措置の実施状況の報告、記録に関すること	対策班	行財政再建対策室長	1. 避難実施要領の作成に関すること 2. 他市町村への応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関すること 3. 府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 4. <u>各部、現地対策本部との連絡調整に関すること</u> 5. 府対策本部との連絡調整に関すること 6. <u>関係機関との相互連携・調整に関すること</u> 7. 府、国等への被害状況及び国民保護措置の実施状況の報告、記録に関すること
調整班	企画調整室長 とよなか都市創造研究所長	1. <u>各部局が実施する具体的な応急対策の調整に関すること</u> 2. <u>他部の所管に属さない事務等の調整に関すること</u> 3. <u>本部の指示命令及び本部情報の各部への伝達に関すること</u> 4. <u>対策本部会議の資料作成に関すること</u>	情報収集班	情報政策室長	1. <u>被害状況、国民保護措置の実施状況等、各部からの情報収集に関すること</u> 2. <u>国、府、他市町村等関係機関からの情報収集に関すること</u> 3. <u>情報端末に係る通信回線や通信機器の確保に関すること</u> 4. <u>防災無線に関すること</u> 5. 通信機器(防災無線、ケーブルテレビ、電子メール)を手段とした警報等の伝達に関すること

<u>情報システム班</u>	情報政策室長	<u>1. 業務システム・庁内情報システムの安定稼働及び復旧に関すること</u> <u>2. 対策本部の情報端末の稼働確保及び運用に関すること</u> <u>3. 庁内LANによる全庁的な情報共有化に関すること</u> <u>4. 通信機器（防災無線、ケーブルテレビ、電子メール）を手段とした警報等の伝達に関すること</u>	<u>情報管理班</u>	法務室長	<u>1. 情報収集班が収集した情報の整理及び集約に関すること</u> <u>2. 各部局等への情報伝達に関すること</u> <u>3. 対策本部会議の資料作成に関すること</u>
<u>情報班</u>	法務室長	<u>1. 被害状況、国民保護措置の実施状況等、各部署からの情報全般のとりまとめに関すること</u>	広報班	広報広聴課長	(略)
<u>庶務班</u>	秘書課長	(略)	総務班	秘書課長	(略)

2 郵政民営化に伴う変更

郵政民営化法の制定に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」の改正（平成19年10月1日施行）による変更

第1編第3章第2節3 指定（地方）公共機関の表（17頁）中

変更後		変更前	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	（略）	災害研究機関	（略）
放送事業者	（略）	放送事業者	（略）
運送事業者	（略）	運送事業者	（略）
電気通信事業者	（略）	電気通信事業者	（略）
電気事業者	（略）	電気事業者	（略）
ガス事業者	（略）	ガス事業者	（略）
郵便事業者	1 郵便の確保	日本郵政公社	1 郵便の確保

郵政民営化法の施行に伴う「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の改正（平成19年10月1日施行）による変更

第2編第1章第3節6(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請（49頁）中

変更後	変更前
市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。	市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び <u>日本郵政公社</u> をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

### 3 防衛省の組織改編に伴う変更

「防衛省設置法」の改正に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」の改正（平成19年9月1日施行）による変更

第1編第3章第2節2 指定地方行政機関の表（16頁）中

変更後		変更前	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	（略）	近畿管区警察局	（略）
近畿総合通信局	（略）	<u>大阪防衛施設局</u>	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
（略）	（略）	近畿総合通信局	（略）
近畿地方環境事務所	（略）	（略）	（略）
<u>近畿中部防衛局</u>	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	近畿地方環境事務所	（略）

### 4 学校教育法の改正に伴う変更

学校教育法の改正（平成19年4月1日施行）に伴う変更

第2編第3章第1節2(9) 学用品の給与（77頁）中

変更後	変更前
府は、小学校児童・中学校生徒（ <u>特別支援学校の児童・生徒を含む。</u> ）・高等学校等生徒の...（略）	府は、小学校児童・中学校生徒（ <u>盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。</u> ）・高等学校等生徒の...（略）